

島根地方最低賃金審議会 第449回会議 議事要旨

開催日時	令和8年9月1日（金）午前9時55分～午前10時56分 （午前10時28分～午前10時43分は休会）		
開催場所	松江地方合同庁舎5階 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について		
議 事 要 旨			
（主要議題1について） 1 異議申出について、 労働者側委員から、異議の内容に一定の理解をしつつも、慎重審議を行ってきた結果であること、 使用者側委員から、法定3要素に基づき、しっかり時間をかけた結果である旨の意見が述べられた。 その後、会長により、挙手による採決を行った結果、全会一致で異議申出は棄却され、本年8月14日付け答申のとおりとすると議決された。 2 答申文案が了承され、会長から労働局長へ答申文を手交し、局長が謝辞を述べた。			
（主要議題2について） 1 会長が、令和8年7月31日に行われた運営小委員会での検討結果に則り、審議会委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、申出のあった5業種について特定最低賃金改正決定の必要性の有無を審議する旨説明し、了承された。 なお、新設申出の有った「総合スーパーマーケット、ホームセンター」については、令和8年9月1日付け取下げ書が提出された旨、事務局から報告が行われた。 2 必要性検討委員会の報告書をもとに取りまとめられた答申文案が了承され、会長から労働局長へ答申文を手交し、局長が謝辞を述べた。			